



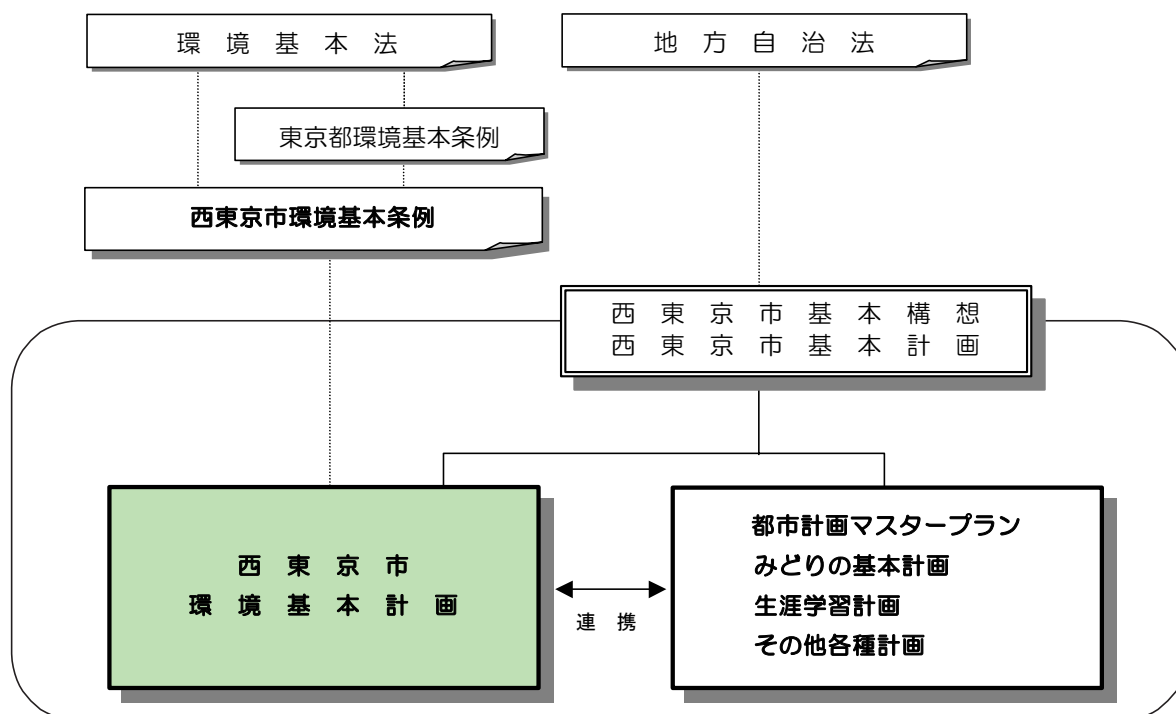
I. 計画の基本的事項

1. 計画の役割と位置づけ

本計画は「西東京市環境基本条例」に基づき策定されるもので、以下の役割を持ちます。

- 西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示すものです。
- 地域の住民、事業者、民間団体、行政機関などの協働により、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造するため、それぞれの行動についての指針と連携に関する取り組みを示すものです。
- 「西東京市基本構想・基本計画」の理念を環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求めるものです。
- 地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、取り組むべき課題と取り組みの体系を示すものです。
- 西東京市が国や東京都、他区市町村と連携をとりつつ進める環境保全に関する施策の大綱を示すものです。

■国・東京都、市の他の計画との関連(模式図)



2. 計画の基本理念

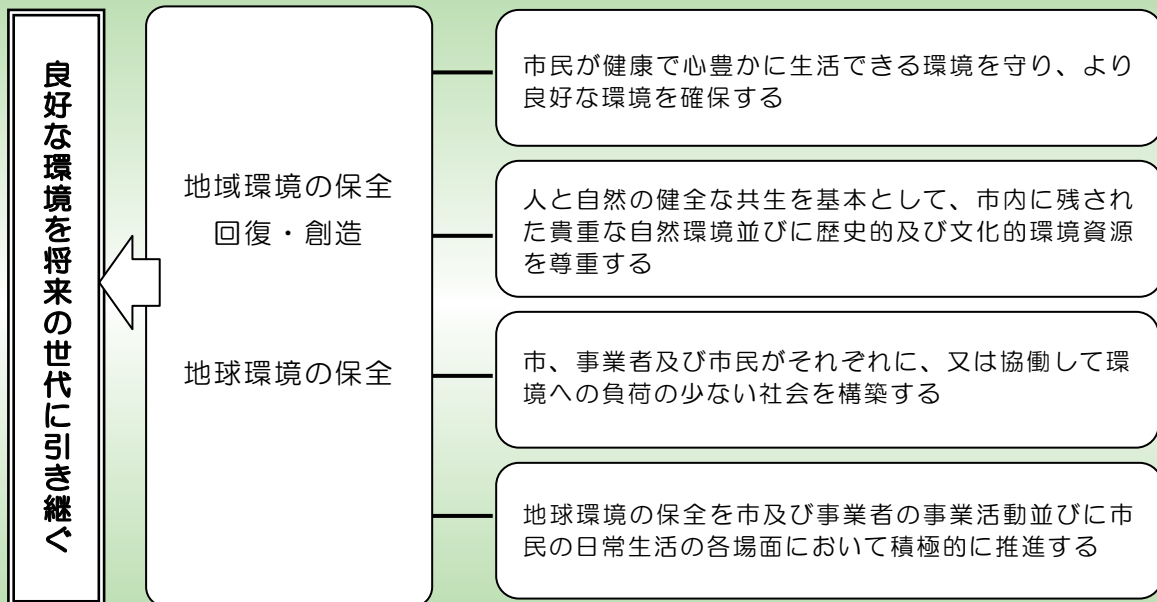
本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例の基本理念と共有します。

— 基本理念 —

- 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(西東京市環境基本条例 第3条)

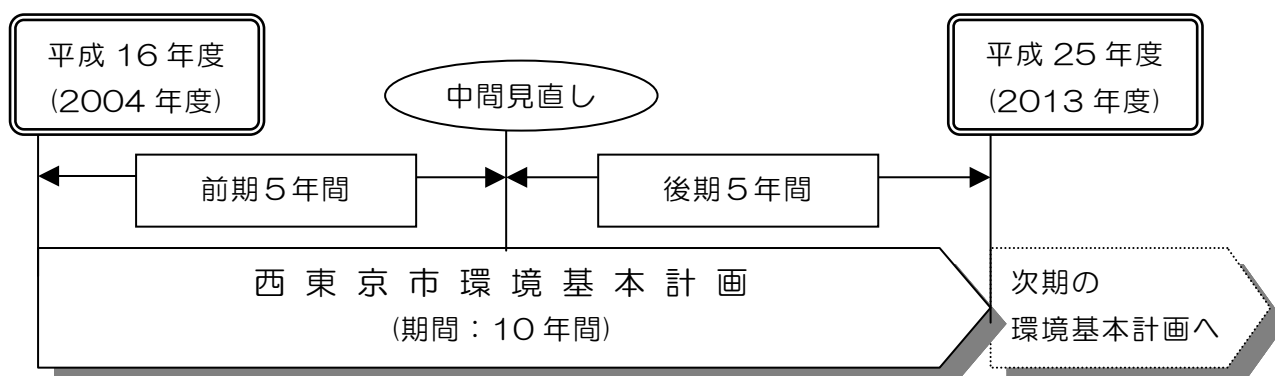
● 計画の基本理念（概念図）



3. 計画の期間

本計画は、平成 16 年度(2004 年度)から、平成 25 年度(2013 年度)までの 10 年間を対象期間とします。

また、5 年後を目途に、環境をめぐる社会経済事情の変動や環境保全技術の革新、環境保全施策の進捗・評価などを検証し、具体性、実効性を伴う計画とするために、中間見直しを行います。



4. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は西東京市全域とします。

しかしながら、環境問題については市域を越えた課題や地球環境問題など国を越えたスケールの課題まで広がりを持つものです。そこで、近隣市や関連する広域団体と協力するとともに、国、東京都に対して要望の提出や意見交換を行うなど、連携のとれた施策を展開することとします。

5. 計画の対象範囲

西東京市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組み全てを計画の対象範囲とします。

6. 計画の主体・各主体の役割

本計画の主体は、地域の構成員（地域住民、市民団体、民間企業・団体、教育機関、行政・公共機関等々）全てとします。

今日の環境問題は、例えば自動車利用に起因する大気汚染についてみると、私たちは被害者であると同時に、自動車利用による恩恵を受けていることから加害者でもあるといえます。人々の生活そのものが大きな環境への負荷となる社会システムのあり方に起因していることが特徴といえます。また、いつ誰が環境への負荷をかけるかが予測しにくい社会になっているともいえます。

したがって、環境問題の解決あるいは軽減のためには、地域の構成員全てがそれぞれの役割を果たしながら連携して、日常生活や事業活動において自主的、積極的な環境保全のための取り組みを行うことが不可欠となっています。

■各主体の役割

(1) 市の責務

- ・市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。
- ・市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- ・市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ・事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- ・事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(3) 市民の責務

- ・市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- ・市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- ・市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
- ・市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(西東京市環境基本条例 第4条、第5条、第6条)